

特別徴収による国際観光旅客税の 税関への納付について

1 国外事業者による税関への納付

(1) 国外事業者

国外事業者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに納税地を所轄する税関に納付する必要があります。（国際観光旅客税法第17条）

（注）国外事業者とは、国際旅客運送事業を営む者であって国内事業者（国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所等を有する者）以外の者をいいます。（国際観光旅客税法第2条第1項第6号）

(2) 納税地

国外事業者の納税地は、国際観光旅客等が日本から出国する出入国港の所在地となりますが、国外事業者が税関長に申請を行い、税関長の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所を納税地とすることができます。なお、税関長による納税地の指定を受けた場合には、その場所が納税地となります。（国際観光旅客税法第13条）

(3) 納税管理人の届出

国外事業者は、本邦における国際観光旅客税に関する事務手続等を代わりに行う納税管理人を定め納税地を所轄する税関に届出をする必要があります。（国税通則法第117条）

2 税関への届出

○ 国外事業者が税関に提出する主な届出書

国外事業者が国際旅客運送事業を開始しようとする場合、以下の届出書等を納税管理人を通じ、納税地（納税地の特例に係る承認を受ける場合にあっては、その承認を受ける場所）を所轄する税関に提出する必要があります。提出は、書面による提出のほか、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の「汎用申請（HYS）」業務による提出が可能です。

当該届出書等を提出すべき税関官署が同じ税関内に二以上あるときは、いずれか一の税関官署に提出することも可能です。ただし、納税地の特例に係る承認を受ける場合にあっては、その承認を受ける場所を所轄する税関ごとに提出をしてください。

イ 国際旅客運送事業開始届出書の提出

新たに国際旅客運送事業を営む者は、「国際旅客運送事業開始届出書」を国外事業者にあっては税関に提出する必要があります。なお、「国際観光旅客税」が導入される平成31年1月7日時点で、国際旅客運送事業を営んでいる者は、当該届出書を平成31年2月28日までに提出する必要があります（平成31年2月28日より前に最初の「国際観光旅客税」を納付する場合はその日までに提出する必要があります。）。

ロ 国際観光旅客税納税管理人届出書の提出

国外事業者は、日本における「国際観光旅客税」に関する事務手続等を代わりに行う納税管理人を選び、当該納税管理人が事務手続等を開始するまでに、納税地を所轄する税関に「国際観光旅客税納税管理人届出書」を提出する必要があります。

ハ 国際観光旅客税納税地特例承認申請書の提出

当該承認を受けようとする国外事業者は、承認を受けようとする場所を管轄する税関に国際観光旅客税納税地特例承認申請書を2通提出する必要があります。

3 国際観光旅客税の税関への納付方法

国外事業者は、国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」を次の方法により、翌々月末日までに税関に納付する必要があります。

例えば、平成31年3月1日から3月31日までに出国した国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」は、平成31年5月31日までに納付することとなります。

(1) マルチペイメント(MPN)による納付

① NACCSを使用して納付手続きを行う場合

イ 納税管理人は、国際観光旅客税用の汎用申請様式をファイル添付し、「汎用申請(HYS)」業務を行い、「汎用申請控情報」が配信されます。

ロ 続けて納税管理人は、「汎用申請手数料等納付申請(RPC)」業務を行います。当該業務の実施により、納税管理人に「汎用申請手数料等納付申請控情報」及び、「納付番号通知情報」が配信されます。

ハ 紳税管理人は、納付番号通知情報をもとにATMやインターネットバンキング等により納付を行います。

② 書面により納付手続きを行う場合

イ 紳税管理人は、国際観光旅客税の計算書〔国際観光旅客税法通達別紙様式9〕の参考事項欄に「MPN納付」と記載したものを税関に提出します。

ロ 税関は、提出された計算書等をもとに「資金徴収登録(SIK)」業務にて資金徴収登録を行い、納税管理人に「納付番号通知情報」を交付します。

ハ 紳税管理人は、納付番号通知情報をもとにATMやインターネットバンキング等により納付を行います。

※ ATMやインターネットバンキング等による納付については、マルチペイメントに対応している国内口座であれば、国外事業者名義でも対応可能です。

※ マルチペイメントについては、NACCSやMPNセンタの定期メンテナンス等のシステム休止の際には利用できません。

各システムのスケジュールにつきましては、

NACCS掲示板（<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/>）

日本マルチペイメントネットワーク機構HP（<https://www.jammo.org/index.html>）
をご参照ください。

(2) 納付書による銀行窓口等での納付

① 書面にて計算書等を提出する場合

イ 紳税管理人は、納付書（税関様式C-第1010号）及び国際観光旅客税の計算書〔国際観光旅客税法通達別紙様式9〕を税関に提出します。

ロ 税関は、納付書の記載について確認のうえ、必要事項を記入・押印し、納税者に交付します。

ハ 紳税管理人は、納付書により銀行窓口等での納付を行います。

② システムにて計算書等を提出する場合

イ 紳税管理人は、国際観光旅客税用の汎用申請様式をファイル添付し、「汎用申請(HYS)」業務を行い、「汎用申請控情報」が配信されます。

ロ 続けて納税管理人は、「汎用申請手数料等納付申請(RPC)」業務を行います。当該業務の実施により、納税管理人に「汎用申請手数料等納付申請控情報」が配信されます。

ハ 紳税管理人は、納付書（税関様式C-第1010号）と併せて「汎用申請手数料等納付申請控情報」の写しを税関に提出します。税関は、「汎用申請手数料等納付申請控情報」をもとに、納付書の記載について確認のうえ、必要事項を記入・押印のうえ、納税管理人に交付します。

二 紳税管理人は、納付書により銀行窓口等へ納付を行います。

※ 納付書（税関様式C-第1010号）については、税関窓口にて配布しています。

《「国際観光旅客税」に関するお問合せ先》

○ 最寄りもしくは納税地を所轄する税関にご連絡ください。税関の連絡先は税関ホームページ（www.customs.go.jp）でご案内しています。

「国際観光旅客税」についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されている「国際観光旅客税に関するQ&A」等をご覧ください。

国際観光旅客税の主な納付フローイメージ(国外事業者)法第17条

